

二 投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則（平成十二年総理府令第百三十三号）

改正案	現行
<p>第五十七条（略）</p> <p>2 前項第三号の「為替予約取引」とは、当事者が将来の一定の時期において通貨及びその対価の授受を約する売買取引（金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第四項第一号及び第二号に掲げる取引（同条第十一項に規定する海外金融先物市場におけるこれらと類似の取引を含む。）に該当するものを除く。）をいう。</p> <p>第六十一条第三項の場合においても同様とする。</p> <p>（運用報告書の記載事項等）</p> <p>第五十八条 法第三十三条第一項本文に規定する運用報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 有価証券先物取引（証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引をいう。以下この号において同じ。）<u>、</u> 外国有価証券市場（同条第八項第三号ロに規定する外国有価証券市場をいう。）において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券先渡取引（同条第二十四項に規定する有価証券先渡取引をいう。）<u>、</u> 有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭才</p>	<p>第五十七条（略）</p> <p>2 前項第三号の「為替予約取引」とは、当事者が将来の一定の時期において通貨及びその対価の授受を約する売買取引（金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第四項第一号及び第二号に掲げる取引（同条第九項に規定する海外金融先物市場におけるこれらと類似の取引を含む。）に該当するものを除く。）をいう。</p> <p>第六十一条第三項の場合においても同様とする。</p> <p>（運用報告書の記載事項等）</p> <p>第五十八条 法第三十三条第一項本文に規定する運用報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 有価証券先物取引（証券取引法第二条第十七項に規定する有価証券先物取引をいう。以下この号において同じ。）<u>、</u> 外国有価証券市場（同条第八項第三号ロに規定する外国有価証券市場をいう。）において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券先渡取引（同条第二十一項に規定する有価証券先渡取引をいう。）<u>、</u> 有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭才</p>

ポジション取引、有価証券店頭指数等スワップ取引につき、それぞ
れの種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高
及び当該投資信託財産の計算期間中における取引契約金額又は取
引金額

八〇十八 (略)

十九 投資信託委託業者が証券業（証券取引法第二条第八項又は外
国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第四
号に規定する証券業をいう。）を営んでいる場合にあつては、当
該投資信託財産の計算期間中における証券会社等（法第十五条第
二項第三号イに規定する証券会社等をいう。）である投資信託委
託業者との間の取引の状況及び当該投資信託委託業者に支払われ
た売買委託手数料の総額

二〇一二十三 (略)

二四四 問い合わせ窓口（問い合わせ先の名称及び電話番号）

二〇五 (略)

六 第一項各号（第二四四号を除く。）に掲げる事項の金額は、百万
円単位をもって表示することができる。ただし、投資信託財産の状
況を的確に判断することができなくなるおそれがあるときは、この
限りでない。

七〇一〇 (略)

（外貨建資産等の会計処理）

第六十条 (略)

ポジション取引、有価証券店頭指数等スワップ取引につき、それぞ
れの種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高
及び当該投資信託財産の計算期間中における取引契約金額又は取
引金額

八〇十八 (略)

十九 投資信託委託業者が証券業（証券取引法第二条第八項又は外
国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第四
号に規定する証券業をいう。）を営んでいる場合にあつては、当
該投資信託財産の計算期間中における証券会社である投資信託委
託業者との間の取引の状況及び当該投資信託委託業者に支払われ
た売買委託手数料の総額

二〇一二十三 (略)

（新設）

二〇五 (略)

六 第一項各号に掲げる事項の金額は、百万円単位をもって表示す
ることができる。ただし、投資信託財産の状況を的確に判断するこ
とができなくなるおそれがあるときは、この限りでない。

七〇一〇 (略)

（外貨建資産等の会計処理）

第六十条 (略)

<p>2 前項の規定により外貨建資産等を邦貨建資産等と区分して整理する場合において、外貨建証券（外国通貨をもって表示される有価証券をいう。以下同じ。）が証券取引法第二十六条に規定する証券取引所に上場されているときは、当該外貨建証券は、本邦通貨をもって表示し、他の外貨建資産等と区分して整理するものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>2 前項の規定により外貨建資産等を邦貨建資産等と区分して整理する場合において、外貨建証券（外国通貨をもって表示される有価証券をいう。以下同じ。）が証券取引法第十四項に規定する証券取引所に上場されているときは、当該外貨建証券は、本邦通貨をもって表示し、他の外貨建資産等と区分して整理するものとする。</p> <p>3 (略)</p>
---	--